

鯖江市長 佐々木 勝 久 殿

鯖江市監査委員 加 藤 一 邦

鯖江市監査委員 水 津 達 夫

公の施設の指定管理者監査結果報告

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 7 項の規定に基づき、公の施設の指定管理者監査を実施したので、同条第 9 項に規定する監査の結果を報告する。

記

第 1 監査の概要

- | | | |
|---|-----------|--|
| 1 | 監 査 の 種 類 | 公の施設の指定管理者監査 |
| 2 | 監 査 対 象 | (1)公 の 施 設 鯖江市越前漆器伝統産業会館（うるしの里会館）
(2)指 定 管 理 者 越前漆器協同組合
(3)施設の所管課 産業環境部商工政策課 |
| 3 | 事前調査期間 | 令和 2 年 1 0 月 1 9 日から令和 2 年 1 2 月 1 6 日まで |
| 4 | 監 査 日 | 令和 2 年 1 2 月 1 6 日 |
| 5 | 監査対象年度 | 令和元年度 |
| 6 | 監査対象事項 | 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務 |
| 7 | 監 査 の 方 法 | 公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が、法令等に従い適正かつ効率的に執行されているかどうか、また、指定管理制度の目的に沿った運営がなされているかどうかを主眼に実施した。 |

監査の実施にあたっては、監査対象者から関係資料の提出を求め、諸帳簿および関係書類等との照合等により行い、監査対象団体に出向き、関係者から説明を求める等の方法により、次の項目を主な着眼点とし実施した。

- 8 監査の着眼点 (1)施設は関係法令の定めるところにより適切に管理されているか。
 (2)協定等に基づく義務の履行は適切に行なわれているか。
 (3)利用料金の設定や収納は適正に行われているか。
 (4)利用促進のための努力はされているか。
 (5)施設の管理に係る会計経理は適正に行われているか。
 (6)施設の管理に係る各種規程は整備されているか。

第2 監査対象の概要

1 施設の概要

施設名	鯖江市越前漆器伝統産業会館館（うるしの里会館）
所在地	鯖江市西袋町37-6-1
施設の竣工日	昭和54年（平成17年3月 増改築）
指定管理開始日	平成21年4月1日
指定管理選定方法	指 定

2 指定管理者の概要

名 称	越前漆器協同組合
代 表 者	代表理事 土田 直
指 定 期 間	平成31年4月1日～令和6年3月31日（更新制 3期目）
指 定 管 理 料	指定期間総額 121,760,000円 （令和2年3月9日変更 122,120,000円） 令和元年度 24,160,000円

3 施設の利用状況

													(人)
年 度	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	元	2
来 館 者	65,207	94,656	99,225	102,072	98,737	109,083	103,629	103,087	97,914	98,106	90,766	87,720	17,216
施設使用	34	337	402	735	875	995	1,079	1,090	859	903	1,060	912	73
体験利用者	895	555	559	1,493	1,188	1,372	2,168	1,583	1,454	1,619	1,797	1,990	179
令和元年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来 館 者	5,089	16,709	5,985	5,474	7,222	6,915	14,379	8,568	4,714	4,302	4,324	4,039	87,720
施設使用	53	77	61	69	128	39	139	103	59	67	61	56	912
体験利用者	41	184	243	186	158	63	354	614	43	34	38	32	1,990
令和2年度	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
来 館 者	636	0	2,907	5,137	4,559	3,977	—	—	—	—	—	—	17,216
施設使用	1	13	13	17	24	5	—	—	—	—	—	—	73
体験利用者	0	0	4	14	71	90	—	—	—	—	—	—	179

※令和2年度は、9月末現在の数値

4 財務諸表

〔収 入〕 (単位:円)

項 目	予算額	決算額	内 訳
施設運営収入	500,000	534,300	
利用料金収入	500,000	534,300	
受託事業収入	0	0	
その他	0	0	
自主事業収入	11,000,000	12,332,197	
ショップ売上	11,000,000	12,332,197	
指定管理料	24,160,000	24,160,000	
収入計	35,660,000	37,026,497	

〔支 出〕 (単位:円)

項 目	予算額	決算額	内 訳
管理運営費	25,050,000	23,880,368	
人件費	10,000,000	10,303,773	職員4名
旅費	120,000	171,080	
消耗品費	600,000	286,805	事務消耗品等
燃料費	360,000	370,278	ガス等
印刷製本費	450,000	401,835	コピー機印刷費
光熱水費	5,220,000	4,768,171	電気、水道料金
修繕費	1,400,000	967,151	施設修繕
通信運搬費	300,000	267,810	電話、郵便料
手数料	10,000	9,738	振込手数料等
保険料	250,000	251,560	損害賠償責任保険、展示品保険、火災保険等
委託料	5,350,000	5,135,243	清掃業務、警備保障、消防設備点検等
使用料・賃借料	930,000	906,924	機械リース等
負担金	60,000	40,000	
事業運営費	3,720,000	3,619,473	
報償費	100,000	77,959	
消耗品費	50,000	103,032	
印刷製本費	50,000	0	
通信運搬費	20,000	8,424	
保険料	20,000	20,850	
広告料	400,000	611,348	ホームページ等
委託料	3,080,000	2,797,860	職人工房実演業務、企画展関係業務
自主事業費	6,890,000	7,349,382	
ショップ運営費	6,890,000	7,349,382	ショップ仕入等
支出計	35,660,000	34,849,223	
収入計 - 支出計	0	2,177,274	

第3 監査の結果

鯖江市越前漆器伝統産業会館の指定管理者（越前漆器協同組合）における事業運営状況、出納およびその他関連する事務ならびに所管課の指定管理者に対する指導状況等について監査を実施した結果、事業運営は施設の目的に沿ったものであり、概ね適正かつ効率的に執行されており、重大な問題点は見受けられなかった。

なお、一部改善を要する事項については、適切な措置を講じ、今後の事務処理に万全を期されたい。

1 指摘事項

記載すべき事項なし

2 改善事項

【指定管理者（越前漆器協同組合）】

- (1)基本協定書第22条第1項および業務仕様書第3の4の「(1)基本的事項」における業務遂行の記録のうち、機器の点検・安全対策について、点検記録の作成等が行われていない。また、業務仕様書中「別記1 維持管理業務」について、標準仕様で実施されていない項目がある。業務仕様書に沿った処理を行うこと。
- (2)業務仕様書第3の2中「(3)利用料金の収受」について、条例に基づき使用料は前納としているが、利用者がわかりやすいように利用料金表等にもその旨を明記すること。
- (3)業務仕様書第3の2中「(6)緊急時の対応」について、避難マニュアルは作成されているが、避難誘導や避難経路を定めた内容となっていない。緊急事態発生時の役割分担を定め、また、避難経路を施設内に掲示する等して、的確な対応ができるよう備えること。
- (4)保安警備業務については業務委託をしているが、施錠等の不備が見られる。安全な施設管理を行うよう職員研修等を実施し、職員の資質の向上を図ること。

【共通】

- (1)業務仕様書第3の4の「(9)維持管理計画の作成」における計画の作成および市への提出がされていない。業務仕様書に沿った処理を行うこと。
- (2)AED設置について、本体は平成23年3月に購入されたもので、耐用年数が経過していると思われる。安全に使用するために更新を検討すること。
- (3)休館日および各種点検等の頻度等について、業務仕様書に規定する業務の内容や処理が行われていない項目が見受けられる。

商工政策課と協議を行い、安全等を確保したうえで、内容を改める必要があるならば変更を行い、適正な施設管理を行われたい。